

金沢市新型インフルエンザ等対策行動計画改定案についてのパブリックコメントにおける意見の概要と金沢市の考え方

1 募集期間 令和7年9月26日（金）～令和7年10月25日（土）

2 提出方法 メール、郵便、ファクシミリ又は窓口へ持参

3 意見数 9件（意見者数6人）

	いただいたご意見の概要	金沢市の考え方
1	○一連の新型コロナウイルス対策(所謂コロナ禍、コロナワクチンを含む)の詳細な検証や総括が未だなされていないことに大きな不満がある。まず行うべきはこの検証・総括である。	○新型コロナウイルス感染症の対応については、国において、「新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議」を設置し、経済団体、地方団体、医療関係団体等からの意見聴取も含め、議論し、報告書を取りまとめています。 ○石川県・本市においても、石川県感染症連携協議会において新型コロナウイルス対応における検証や総括を行っています。今回の改定案は、これまでの総括を踏まえて計画内容の見直しを進めてきたものです。
2	○計画案ですが、情報提供・共有、理解ばかりで具体的な対策が見えかねる。	○市の計画は、国、県の計画に基づき改定することとされており、国、県の計画を参考にして各対策内容を記載しています。本計画を推進するため、今後、対策マニュアル等を作成する予定です。
3	○一市民として行政に望むことは、市内医療機関の医療提供体制の速やかな伝達にほかならない。 ○緊急時の急性期病院から一般医療機関まで、45万の市民を初め県都として、全ての石川県民に安心安全を届けられる県の行政トップとしての立ち位置を常に守り続けてほしい。	○受診が必要な患者が適切に医療機関を受診できるよう「金沢市公式ホームページ」や「公式LINE」等を活用して、迅速に情報提供・共有していきます。

4	<p>○感染防止対策についても、必要がなくなった対策がいつまでも続けられてしまわないように、止めることも、市が主導することを明文化してほしい。例えば、いまだに病院や高齢者施設でマスクを強要される。精神的にも経済的にも市民に過剰な負担になっている。</p>	<p>○科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことを本計画に記載しております。</p>
5	<p>○使用するワクチンについては、治験が終わっていて安全性が科学的データで確実に証明されているものに限ること、強制はしないことを明記してほしい。</p>	<p>○予防接種は、感染予防、発症予防、重症化予防及びまん延防止等に資する感染対策であり、政府行動計画及び県行動計画に即して本市の行動計画に盛り込む予定です。</p>
6	<p>○市民のワクチン接種に対して強制をしないこと、また社会的に接種推奨の風潮を作らず、行政はメリットとリスクを同様のウエイトで市民に説明を行い、接種するかしないかは市民の判断に任せるようにしてほしい。本当に打ちたくないと思っている市民や、体に合わない市民もいることも踏まえて、行動計画を進めてほしい。</p>	<p>○予防接種の勧奨及び周知にあたっては、あくまでも接種は個人の意思が尊重される事項であることを十分配慮するとともに、ワクチンの有効性・安全性について丁寧な情報提供・発信を行います。</p>
7	<p>○「その時点で把握している科学的根拠等に基づいて正確な情報を迅速に提供」とあるが、それは必ず市民の健康、安全を保障できるのか。後になって「副反応の危険性」を公表されたとしても、その当時の情報が誤っていた場合、また同じことが発生するのではないか。</p>	<p>○国は専門機関における調査、研究、議論を経て情報発信しており、本市においてはそれらを市民や関係機関に情報提供しています。今後も国の最新の通知内容をわかりやすく迅速に伝えていくことに努めてまいります。</p>

8	<p>○今年度は9月頃からインフルエンザが他府県で多数確認され学級閉鎖している学校も例年に比べ早い時期から多く出ているにも関わらず、また、重症化する小児に対しての、金沢市としての具体的な早期予防策がわかりかねる。未就学児に対する予防接種助成はあるが、学級閉鎖が起こる可能性の高い小中高生への助成がないのはなぜか？</p>	<p>○本計画は、病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生した際の行動計画であり、新型インフルエンザ等が発生した場合には、国の方針に基づいて、本計画に従い臨時接種を実施します。季節性インフルエンザの予防接種助成については、ご意見として伺います。</p>
9	<p>○2009年パンデミックの急性期対応の反省を活かした上で、以下のワクチンに関する措置を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定案に「有効性・副反応の独立検証委員会」の設置を明記。 ・接種前のインフォームドコンセントを強化し、個別リスク評価ツールを導入。 ・全国的なデータ共有システムを活用したリアルタイム監視体制の構築。 	<p>○国においては予防接種法第12条第1項の規定に基づき、予防接種後副反応疑い報告制度を実施しており、報告された情報を収集・分析することで安全性の評価・管理、情報提供を行っております。</p> <p>○本市においては、市民や医療機関に向けて、国から発信された科学的知見等に基づく情報を速やかに提供・共有する等、接種前に適切な情報を提供できるよう努めてまいります。</p>